

京都府立京都すばる高等学校 「校則」について

生徒心得

将来社会人として巣だってゆく生徒のみなさんは、校内外いづれにあっても本校生としての自覚と品位を持ち、親しみを持たれる態度を心がけ、後輩の中学生があこがれるように、質実にして清楚な態度で行動しよう。学校では、お互いに協力し、勉学や運動に意欲に満ちた、尊い目的意識を持って高校生活を送り、明るい校風の確立に努めることを期待する。規則を乱したり破るようなことがあってはならない。

1 授業を受けるにあたって

- (1) 予習、復習を必ず家庭で行い、積極的な態度で授業に臨むこと。
- (2) 予鈴時刻 8 時 35 分までに登校し、心の余裕をもって授業に臨むこと。
※自転車通学者は 8 時 30 分までに登校
- (3) 始業チャイムと同時に自ら学習を始め、先生を待つこと。いつまでも廊下、その他でうろうろしないこと。
- (4) 授業時は必ず所定の席に着き、みだりに席を替わったり立ったりしないこと。
- (5) 授業の始めと終わりは、日直や講座代表の指示・号令によって全員起立して教科担任の先生にあいさつをかわすこと。
- (6) 日直や講座代表は、授業前の黒板が美しく払拭されているかどうかを点検しておくこと。
- (7) 黒板拭きは、廊下にあるクリーナで粉を落とす。窓辺でたたいたり、外壁を汚さないこと。
- (8) 教室の座席は、原則縦 6 列とし、縦・横が常に整頓されていること。
- (9) 授業を妨害するような言動はしないこと。
- (10) 授業中に手袋、コート類、扇子・うちわ等の使用をしないこと。
- (11) 授業開始後 10 分を経過しても教科担任の入室のない場合は、日直又は講座代表がその旨を教務部に連絡すること。
- (12) 遅刻・欠課・欠席のときは、始業前（8：30）に学校に連絡をすること。
- (13) 遅刻・早退・欠課・欠席などは、すべて所定の用紙で届け出ること。
- (14) 教室は一切汚さないこと。ゴミは分別してごみ箱に入れ、机上や壁に一切落書きはしない。

2 定期考査の受験について

- (1) 時間割発表からその成績処理終了までは、生徒及び外来者は職員室・準備室へ、許可なく入室することを禁止する。
- (2) 時間割発表日より考査終了日まで、原則としてすべての部活動を禁止する。
- (3) 考査時間割を確認し、試験時刻及び教室を間違えないように注意すること（受験

できない場合でも追試験は行わない)。

- (4) 各自の持ち物は、全て廊下に整頓して置き、机の中にはなにもない状態にすること。
- (5) 考査開始後 15 分以上遅刻した者は、入室受験できない。
- (6) 考査中は、途中退室できない。ただし、トイレ等やむを得ず退室する場合は、そのかぎりではない。この場合、用便等の後は、試験教室に戻り、解答を続けることができる。
- (7) 不正行為は、絶対にしてはならない。不正行為があった場合は、その科目を 0 点とする。
- (8) 不正行為（携帯電話等の持ち込みも含む）は、特別指導の対象とする。
- (9) 考査中は、私語を慎み、消しゴムなどの物品の貸し借りをしないこと。
- (10) 試験教室では、静粛にし監督の先生の指示に従うこと。
- (11) 問題に不明瞭なところのある場合は、静かに手を挙げて質問すること。
- (12) 下敷き及び筆箱は使用しないこと。やむを得ず使用しなければならないときは、監督の先生の指示に従うこと。
- (13) 机は原則横 6 列に並べ、座席は窓側より名列順に着席すること。

3 交友関係について

- (1) 互いの人権、人格を尊重し、節度を重んじ、礼儀正しく、品位をもって接する。
- (2) 互いの人格向上に役立つ交友関係を作る。
- (3) 校内外を問わず、粗暴な言動があってはならない。
- (4) 金銭・物品の貸借は、良き交友関係阻害の原因となりやすい。勇気をもって拒否する態度が必要である。
- (5) 弱者いじめはしない。互いに補い合い、助け合い、励まし合って友情を深めること。

4 言語・態度について

- (1) 言語・態度は、常に節度を重んじ、日本語として最も美しいと言われる下記の 7 つが自然に口に出るよう心がけること。
 - おはようございます
 - ありがとうございます
 - 失礼します
 - 失礼しました
 - こんにちは
 - さようなら
 - はい
- (2) 登下校時や、校内で本校教職員に出会った場合は、あいさつし、軽く会釈をかわすこと。

- (3) 校内を訪れた来客と思われる人にも、にこやかに会釈して、不快感を与えぬように気をつけること。
- (4) バス・電車等の乗り物を利用するときは、割り込んだりしないで、マナーをよく心がけ、努めて席を譲り、大きい声で話をしたり、笑うことを慎むこと。
- (5) 言葉遣いは正しく明瞭にし、相手に敬意を払う、目上の人には敬語を用いること。
- (6) 廊下では大きな声を出したり、並列で他者の歩行を妨げるなど、他人に迷惑をかけること。

5 所持品について

- (1) 自分の所持品には、すべて（学科）、学年・学級（HR）、氏名を明記しておく。
- (2) 体育の授業等で貴重品（金銭、時計等）を身体から離すときは必ず教科担任に預ける。
- (3) 学校内において物品を紛失あるいは拾得したときは速やかに担任及び生徒指導部に届け出る。
- (4) 学校生活に不要なもの（娯楽雑誌類・遊戯具類・菓子類等）や不必要な金銭・貴重品は、持ち込まない。
- (5) 生徒証明書は、常に携帯しなければならない。
- (6) 昼食は、弁当持参を原則とする。購買でもパンやおにぎりを購入できる。
- (7) 携帯電話・スマホの持ち込みについての規則は別途定める。

6 校舎・校具の使用について

- (1) 校舎内は、所定の上履きを使用する（管理棟・教室棟・実習棟は上履き、体育館は体育館シューズ）
- (2) もし誤って破損した場合は、直ちに担任を通じて物品破損届を生徒指導部を経て事務部に提出すること。原則として弁償しなければならない。
- (3) 休業日に校舎・運動場・校具を使用する場合は、所定の手続きをとり、生徒指導部に届け出て許可を受け、使用後は、後始末を励行し、担当の点検を受ける。
- (4) 平日において、授業、部活動、学校行事以外の、HR活動等で校舎、体育館、運動場等を使用する場合は学校施設・備品等使用願いを生徒指導部に届け出て許可を受ける。
- (5) 校内で無断で火気・爆発物その他危険な物を使用してはいけない。
- (6) 運動場へは、自転車の乗り入れを禁ずる。
- (7) 中庭における球技は、許可しない。
- (8) 校内の樹木を愛育し、芝生内には立ち入らない。

7 登下校について

- (1) 登下校に際しては、交通法規、服装規程をよく守り、身の安全に十分留意すること。

- (2) 登校後は、放課後になるまで許可証なく校外に出ないこと。
- (3) 登下校は、必ず決められた出入口から出入りし、規定の通学路を通して登下校すること。(備考1)
- (4) 所定の用紙を生徒指導部に提出して許可を得た場合は、自転車通学ができる。
- (5) 自転車通学の許可を得た者は、別記の許可条件を十分熟知して、学校指定の置き場に整頓するとともに、必ず施錠して盗難、寸借を防止する。
- (6) 自転車通学者は、許可条件を守ること。許可条件が遵守できない者は許可を取り消すものとする。
- (7) 暗い道を通ることなく、回り道でも明るい所を複数で下校すること。
- (8) 休業日の登校は、特別の指示がない限り禁止する。

(備考1)

京都すばる高校の通学路について

近鉄向島駅から京都すばる高校までの間について

種智院大学北側の農道(太線部)は通行禁止

下の矢印のように通行する。自転車も同様



8 校外での生活について

- (1) 高校生としてふさわしくない遊戯場・飲食店（クラブ、マージャン店、パチンコ店等）には入らない。万一入った場合には厳しい指導措置対象となる。
- (2) 飲酒（ノンアルコールビール等含む）、喫煙（電子タバコ含む）、シンナー吸引、薬物使用、暴行、賭事、窃盗（万引き）等法律に違反する行為は、絶対にしてはならない。万一行った場合は、厳しい指導措置対象となる。
- (3) 夜間の外出は、やむを得ない場合を除いてはしない。どうしても必要ある場合は、保護者等の同意を得ること。
- (4) アルバイトは原則として禁止する。ただし、家庭の経済的事情でやむを得ない場合は、所定の『アルバイト許可願』によって担任・学年部を経て生徒指導部に申し出、許可を得ること。
- (5) 外部諸団体への加盟、参加、出場を望む者は、保護者等・本人が書面をもって生徒指導部を経て校長の許可を得ること。
- (6) 校内でチケットや物品等を販売したり、金銭の徴収、カンパ等をしてはいけない。やむを得ない場合はH R担任、顧問その他関係教職員の指導を受け、生徒指導部に届け出て許可を受けること。
- (7) 学校内外を問わず、H R、部等で行事を計画する場合は、H R担任又は顧問の許可を得て、生徒指導部の承認を受けること。
- (8) J R学生割引乗車証を必要とする場合は3日前までに、生徒証明書と『生徒旅客運賃割引証交付申請書』を添えて、事務部に申請すること。
- (9) 校外においても、本校生としての自覚と誇りを持って社会生活のルールを守り、礼儀正しい行動をとること。
- (10) 保護者等と離れて生活する者は、別に定める心得を厳守すること。
- (11) 家庭においても規則正しい生活を行うこと。家庭学習は、予習・復習を含めて少なくとも一日2～3時間はすること。

9 単車・バイク等の使用禁止

- (1) 生徒は、学校在学中、自動車・単車（50 cc以上）・バイク（原付）の運転免許証を取得してはいけない。
- (2) すでに運転免許証を取得している生徒は、入学後直ちに申し出なければならない。免許証は、本人在学中校長が預かり、保管するものとする。
- (3) 自動車・単車（50 cc以上）バイク（原付）の使用は、在家庭時を含め禁止する。
- (4) 卒業式を終えても、3月31日までは本校生徒である。進路上やむを得ず免許証を取得しようとする者は、3年次の2月以降、事前に所定の手続きをとり、自動車学

校に入校することができる。ただし、免許証を取得しても、卒業するまで第2項に従うものとする。

- (5) 上記に対して違反した者は、特別指導の適用を受ける。
- (6) 「免許を取らない・バイクに乗らない・バイクを買わない・バイクに乗せてもらわない」のバイク四ない運動を守り健全な高校生活を送ろう。

10 校内清掃について

- (1) 清掃は毎日全員で行う。(全員清掃)
- (2) 清掃は監督教職員の指導に従い、必ず出欠点呼を受ける。
- (3) 清掃は、日々の清掃、月末大清掃があり、そのときの指示に従い割当て箇所を分担する。

11 携帯電話・スマートフォン等の所持に関する規則

- (1) 目的 生徒の登下校時の安心・安全を守るため。
- (2) 基本方針 登下校時を含め、緊急情報の取得及び保護者等・学校との安心安全を確保するため所持・利用を許可する。ただし、校内では、電源を切り、保護者連絡用エリア(*)以外での使用は禁止とする。
- (3) ルール 校内では、電源を切り（マナーモード不可）小さな巾着袋等（以降、巾着袋）に入れ自己管理する。（電源の入切は昇降口前で行うこと。）
- (4) スマートウォッチの取り扱いについて
通常の学校生活での着用を認める。ただし、以下の点は禁止とする。
 - 定期考査、課題考査、小テスト、模擬試験、検定試験などの各種試験での着用
 - タイマー、アラーム、通知音などの音が鳴る
 - 授業時間中の時計機能以外の使用

12 自動販売機の利用について

下記の時間帯において、体育職員室前の自動販売機を利用することができる。

- ①朝の SHR 前（予鈴まで）
- ②休み時間
- ③昼休み（予鈴まで）
- ④放課後

13 部活動について

- (1) 学年やホームルームの所属を離れて、共通の興味・関心を持つ、集団活動を通して自発的活動を助長し心身の健全な発達を促し、校是としての「明朗・寛容・忍耐」

- の一層の高揚に努め、社会生活を営むために必要な態度を養うことを目的とする。
- (2) 部活動は放課後に行う教科外の特別活動で、入部は生徒の自由意思に基づく。ただし、1年生は全員が別に定める期日まで、いずれかの体育系部又は文化系部に入って活動すること。
 - (3) 体育系、文化系の2部門とし、生徒の意思・活動場所・教員の実態に即して設置する。
 - (4) 全教員が部活動の顧問となり、指導・助言に当たる。
 - (5) 活動時間は、放課後から18:30、完全下校19:00とする。
 - (6) 生徒指導部に届け出、特別に認められ、顧問の付き添いがある場合に限り、上記活動時間を60分延長できる。
 - (7) 早朝に活動する場合は、生徒指導部の許可を得ること。ただし、顧問の付き添いがある場合に限る。活動時間帯は7:20～8:20とする。
 - (8) 休日等(土・日・祝日、休業日)に活動する場合は、生徒指導部の許可を得ること。ただし、顧問の付き添いがある場合に限る。活動時間帯は9:00～17:00とする。
完全下校18:00
 - (9) 定期考査発表日より考査終了までの部活動は禁止する。ただし、公式試合(2週間前)でやむを得ず活動をしなければならない場合は、生徒指導部の許可をもって活動ができる。上記以外に考査前、考査中の練習が特に必要とされる部は校長が許可した場合のみ活動ができる。それぞれの活動は顧問付き添いのもとに活動を行う。
 - (10) 長期休業中における部活動については、活動計画を出し、生徒指導部によって許可された日時に従って行う。
 - (11) 学年当初に加入すれば、1か年は同一部において活動することを原則とする。
 - (12) 部への加入・脱退は、所定の手続きを経て、保護者等・HR担任・顧問の承認を必要とする。
 - (13) 部員が校内規程に違反し、指導を受けることになった場合には、一定期間該当部は活動停止や解散を命じられることがある。

14 服 装 規 程

高校生は勉学を第一とし、大切な人間形成の段階であるから、服装は清潔端正でなければならない。所持品もいたずらに流行を追って外面を飾ることを考える前に、まず内面の充実に努力すべきである。したがって、本校における服装規程を次のように定める。ただし、身体上、服装規程に従って制服の着用ができない場合は、所定の届けを生徒指導部に提出して、許可を得なければならない。

- (1) 通学服は学校指定(後記に示す)の制服とする。
着用期間は次の場合に分ける。
ただし、始業式・終業式や受験などの公式な場には、別途指示する統一の服装と

する。

① 冬服期間 4 月 1 日～4 月 30 日及び 11 月 1 日～3 月 31 日

ブレザー、ズボンまたはスカート、長袖シャツ、ネクタイを着用

※ネクタイに変えリボンも可

ベスト・セーター（いずれも指定品）、コート・マフラー・手袋・耳当ての着用は任意とする。マフラー・手袋・耳当ての脱着は昇降口とする。

② 合服期間 5 月 1 日～5 月 31 日、10 月 1 日～10 月 31 日

ブレザー、ズボンまたはスカート、シャツ（長袖、半袖いずれも可）、

ネクタイを着用 ※ネクタイに変えリボンも可

ベスト・セーター（いずれも指定品）、コート・マフラー・手袋・耳当ての着用任意とする。

ブレザーに替え、ベストまたはセーター（いずれも指定品）の着用も可とする。

ブレザーを着用しない場合、ネクタイの着用は任意とする。

ブレザーの下に、ベストまたはセーター（いずれも指定品）の着用も可とする。

気候・体調に応じコート、マフラー・手袋・耳あての着用は任意とする。

マフラー・手袋・耳当ての脱着は昇降口とする。

③ 夏服期間 6 月 1 日～9 月 30 日

シャツ（長袖、半袖いずれも可）、ズボンまたはスカート

ベストまたはセーター（いずれも指定品）の着用も可とする。

ネクタイの着用は任意とする。（ネクタイに替え、リボンも可とする。）

（注 1）カッターシャツ・ブラウスの下に着るもの（インナーシャツ）は、色物、絵及び文字入りの T シャツは禁止する。

（注 2）変形ズボン、ロングスカート、ミニスカートなど制服の変形は禁止する。

（注 3）スカート丈は膝頭中央から膝頭下までとする。

（注 4）ブレザー着用時は、前ボタンをしめる。

(2) 鞆（かばん）

通学は、学校指定のかばんまたはリュックを使用すること。

(3) 靴

① 通学靴は、指定された黒色の革の短靴を使用する。事情がある場合は事前に届けること。

② 体育時は、体育科の指示した靴を使用する。

③ いずれも学科・氏名をはっきり記入すること。

(4) 靴 下

ソックスは紺色または黒色とし、冬季期間は紺色または黒色無地のタイツも可とする。なお、冬季期間以外は気候・体調に応じて着用は任意とする。

ただし、タイツは肌が透けるタイプは不可とする。なお、タイツの着用の場合はソックスを使用しなくてもよい。

(注４) ソックスは、くるぶしが隠れていること。線入り・アミ目模様のソックス・タイツは禁止する。

(5) セーター

学校指定のセーターとし、合服・夏服期間以外のセーター姿での登下校は、禁止する。

(6) 上ばき

校舎内は、学校指定の学年色別のものを使用し、学科・氏名をはっきりと記入すること。体育館では、体育館シューズを使用すること。

(7) 校章・科章

ブレザーの左襟に校章を、その下に科章をつける。

(8) コート

冬服期間のみ華美でなければ、着用を認める

ただし、パーカー、トレーナーなどは不可とし、制服の一部として着用する意識を持ち、華美でないものとする。

(9) マフラー・手袋・耳あて・膝掛け

マフラー・手袋・耳あて・膝掛けとも無地（色は黒・白・紺・茶色・灰色など華美でないもの）かチェックかストライプであること。キャラクター柄は認めない。

(10) 頭髪

清潔感があり、好印象をもたれる髪型とする。

① ビジネスマナーに反する奇抜な髪型はせず、染髪・脱色・パーマ・エクステンション等の特別な加工は厳禁とする。

② 眉毛を不自然に剃ったり、加工したりしないこと。

③ 前髪は目にかからないように、後ろ髪は後ろ襟より長い場合は、切るか黒・紺・茶色のゴムで束ねる。

(11) その他

① 次の事柄は全て禁止する。

- (ア) 装身具(指輪・イヤリング・ネックレス・ペンダント・ピアス等)を身につけること。
 - (イ) サングラスをかけること。
 - (ウ) 化粧(色つきリップクリーム・マニキュア・アイシャドー・香料・口紅・白粉・つけまつげ等)をすること。
- ② ヘアピンは、不必要な飾りの付いているものは禁止する。
 - ③ ベルトは、ビジネススタイルのものとする。
 - ④ 登下校中の帽子の使用は認めない。
 - ⑤ 美容を目的とした整形は、一切これを禁止する。